

第 1 章 総 則

1. 適 用

「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準（認定編）」は、一般社団法人仮設工業会（以下「仮設工業会」という。）が定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準に適合し、認定を受けた専用の部材等を用いて原則として高さ 31m 以下（建地を 2 本組することにより 45 m 以下とすることができる。）の足場を組立て、解体及び使用する場合について適用する。

解 説

①適用

本技術基準は、くさび緊結式足場を構成する部材のうち支柱、布材、作業床、筋かい、先行手すりといった基本部材の組立条件及び梁柵を使用した開口部の組立条件等を中心に、足場を組立てる上で必要な最低限の基準を示したものである。

足場を構成する部材のうち、表-1 に示す部材は「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準に適合したものを使用することが原則である。

くさび緊結式足場の構成部材には、専用の部材以外に床付き布わく、壁つなぎ用金具、緊結金具、階段開口部用手すり柵、メッシュシート等の柵組足場にも使用される部材もある。このような部材については、それぞれの認定基準の合格品を使用するものとする。

また、くさび緊結式足場の各部材は長期間繰り返し使用されるため、必ず適正に経年管理された部材を使用することが大切である。

なお、認定を取得したくさび緊結式足場において、同時にシステム承認を取得したものがあがるが、その場合には、組立基準及び使用基準は承認で定めた基準を優先する。

表－１ くさび緊結式足場の部材及び附属金具の認定基準対象品目

(1) 緊結部付支柱
(2) 緊結部付布材
(3) 緊結部付床付き布枠
(4) 緊結部付ブラケット
(5) ねじ管式ジャッキ型ベース金具
(6) 屋根用ねじ管式ジャッキ型ベース金具
(7) くさび式足場用梁枠
(8) くさび式足場用斜材
(9) くさび式足場用手すり及び中棧
(10) 緊結部付腕木
(11) くさび緊結式足場用先行手すり

②高さ 45m について

「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の部材を使用して組立てられた本足場は、部材性能を考慮し、高さ 45m までを組立て限度とした。しかし、くさび緊結式足場の場合は労働安全衛生規則では単管足場として取り扱われるため、本技術基準では足場の高さについては、労働安全衛生規則に従って緊結部付支柱の最高部から測って 31m を超える部分は原則として 2 本組とすることが必要となる。

ただし、平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部改正（第 571 条第 1 項第 3 号）により、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えない場合は 31m を超える場合であっても建地の 2 本組を行わないことが可能となった。

本技術基準もこれに従っているが、最大使用荷重に関しては各メーカーの提示するデータによることが必要となる。

③足場の構造上の高さ

- (1) 高さは作業床が足場の最上層に設置されている場合には、基底部から最上層の作業床までの高さをいう。（図－1）
- (2) 作業床が足場の最上層に設置されていない場合は、単管足場等支柱式の足場では、最上部の水平材（布材等の主要部材）までの高さとしてされている。

④本技術基準の対象外

本技術基準は、構造の安全性及び作業時の安全性を考慮して組立方法を定めたものであるため、「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準及びその他の認定基準等に定められていない部材を使用する場合並びに止むを得ず本技術基準を遵守した組立て方ができない場合は、別途性能試験又は強度計算により安全性を確認し、かつ、作業時の安全性に留意して組立てなければならない。